

令和3年度第1回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

議 題

- (1) 会長及び副会長の互選について
- (2) 「介護予防10年の計」の実施状況について（報告）
- (3) 地域包括支援センターの令和2年度事業実施報告及び令和3年度事業実施計画について（報告）
- (4) 指定介護予防支援業務の委託について

会長及び副会長の互選について

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会会長及び副会長を各 1 名互選するものです。

「介護予防10年の計」の実施状況について

1 「介護予防10年の計」

「介護予防10年の計」は、野田市の高齢者の介護予防に関する知識の向上を目指し、シルバーリハビリ体操を中心とした六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業です。

【「介護予防10年の計」の六つの戦略】

- (1) シルバーリハビリ体操
- (2) のだまめ学校
- (3) えんがわ
- (4) 市民ボランティア
- (5) 介護予防サポート企業
- (6) 広報戦略

2 令和2年度実施状況等

(1) シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操初級指導士を養成する講習会、体操・体験教室等については新型コロナウイルス感染症拡大のため事業を中止しました。

◎シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会の実施状況（表1）

	実施日	会場	養成数
第13回	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	関宿保健センター2階	0人
第14回		保健センター4階 のだまめ学校	0人
第15回		〃	0人
合 計			0人

◎シルバーリハビリ体操初級指導士養成数（表2）

実施年度	養成講習会実施回数	養成数
平成29年度	3回	83人
平成30年度	6回	88人
令和元年度	3回	28人
令和2年度	0回	0人
合 計	12回	199人

◎シルバーリハビリ体操・体験教室等の実施状況（表3）

実施内容	令和2年度		令和元年度（4月～2月20日）	
	実施回数	実施回数	実施回数	参加者数
体操教室 （指導士主催）	新型コロナウイルス 感染症拡大のため中止		426回	7,677人
体験教室 （市の定期開催）			119回	347人

(2) のだまめ学校

新型コロナウイルス感染症拡大のため、感染症対策を行いつつ令和2年7月6日より本講座に限り再開しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言の再発令のため、令和3年1月8日より再度休校としました。

◎ 令和2年度のだまめ学校の実施状況（7月6日～1月7日）（表4）

		講座回数	参加人数 （延）	参加人数 （実）	1講座当たりの平 均参加者数
合 計		209回	2,039人	108人	9.76人
内 訳	本講座	209回	2,039人	108人	9.76人
	出張本講座	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止			
	出前講座				

〈参考〉令和元年度のだまめ学校の実施状況（4月～2月20日）（表5）

		講座回数	参加人数 （延）	参加人数 （実）	1講座当たりの平 均参加者数
合 計		615回	11,557人	1,101人	18.79人
内 訳	本講座	461回	9,237人	438人	20.04人
	出張本講座	84回	1,170人	310人	13.93人
	出前講座	70回	1,150人	673人	16.43人

(3) えんがわ

「えんがわ」は、高齢者の方々が中心となって、お住まいの地域で地域の方々とふれあうことが出来る通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。

平成30年10月より「えんがわ」の開設が始まり、令和3年3月末時点で22か所が開設しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、えんがわ開設者それぞれの判断により休止、開催を判断することとしました。

◎えんがわの実施状況（表6）

	開設箇所数	開催箇所数	参加人数	1回あたり平均参加者数
令和2年度	22か所	6か所	928人	10.7人
令和元年度	17か所	14か所	2,464人	12.9人

(4) 市民ボランティア

オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティア、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士及びのだまめ学校ボランティアの支援・養成を実施しています。

◎ボランティア養成状況（表7）

ボランティア名	ボランティア数	
	令和2年度	令和元年度
オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）	4人	4人
介護支援ボランティア	282人	292人
介護予防サポーター	52人	54人
シルバーリハビリ体操初級指導士	199人	199人
のだまめ学校ボランティア	198人	197人

(5) 介護予防サポート企業

介護予防に資する取組を行う企業に事前に登録いただき、「介護予防10年の計」及び「介護予防サポート企業」の名称・ロゴマークを使用可能とする一方で、市の一般介護予防事業に御協力いただいています。

◎介護予防サポート企業の実施状況（表8）

登録企業名	活動内容
パルシステム千葉 のだ中根店	・のだまめ学校講座スケジュールの配架
医療法人社団桃和会 門倉医院	・門倉医院2階イベントスペースを活用した健康講和の実施 ・のだまめ学校講座スケジュールの配架
スポーツクラブ&スパ ルネサンス野田	・のだまめ学校講座スケジュールの配架 ・のだまめ学校紹介カード作成 ・のだまめ学校動画作成

医療法人社団真療会 野田病院	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーリハビリ体操の普及動画の作成 ・のだまめ学校講座スケジュールの配架
-------------------	---

(6) 広報戦略

令和2年度はコロナ禍における高齢者の介護予防のため「えだまめ体操」の動画を野田市のホームページに掲載する他、「自宅で実践「健康づくり」として「シルバーリハビリ体操」及び「のだまめ学校」の動画を計17本作成し、野田市の公式YouTubeチャンネルに掲載しました。

また、東京理科大学の柳田信也准教授に御協力いただき、市報のだ（毎月15日号）にコラム「シリーズ・介護予防10年の計」を連載しました。

◎野田市公式YouTubeチャンネル掲載動画（表9）

	動画タイトル
1	立位で全身をストレッチするのだ！
2	下半身を筋力アップするのだ！
3	脳トレエクササイズをするのだ！
4	誤嚥予防（発声と唾液腺マッサージ）をするのだ！
5	肩こりの予防と改善エクササイズをするのだ！
6	椅子に座って、全身をストレッチするのだ！
7	下半身を筋力アップするのだ！（その2）
8	脳トレクイズにチャレンジするのだ！
9	腰痛の予防と改善エクササイズをするのだ！
10	体幹を鍛えて姿勢をしゃっきりさせるのだ！（基礎編）
11	体幹を鍛えて姿勢をしゃっきりさせるのだ！（チャレンジ編）
12	シルバーリハビリ体操「椅子に座って行うのだ！」（その1）
13	シルバーリハビリ体操「椅子に座って行うのだ！」（その2）
14	シルバーリハビリ体操「肩痛予防の体操」
15	シルバーリハビリ体操「膝痛予防の体操」
16	効果的なウォーキングをマスターするのだ！
17	ちょっと息を弾ませて体力アップするのだ！

◎シリーズ介護予防10年の計（表10）

市報掲載	内容
市報のだ4月15日号	フレイルとは
市報のだ5月15日号	フレイルを早期発見して再び健康に
市報のだ6月15日号	筋力アップで好循環
市報のだ7月15日号	筋肉と水分の関係
市報のだ8月15日号	ストレスとは何か
市報のだ9月15日号	ストレスに対処する
市報のだ10月15日号	深呼吸でリフレッシュ！
市報のだ11月15日号	足裏の感覚と運動
市報のだ12月15日号	認知症について
市報のだ1月15日号	脳の健康はお口から！？
市報のだ2月15日号	良い睡眠で脳も元気に
市報のだ3月15日号	膝を守る筋肉

3 介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組と目標」に係る自己評価結果

(1) シルバーリハビリ体操

① 目標の評価方法（平成30年度～令和2年度）

ア 指導士の養成数と体験教室の実施回数で事業を評価。

イ 「シルバーリハビリ体操」体験教室等の参加者からアンケートをとる。

② 目標、実績及び自己評価結果

令和2年度はコロナ禍により事業が実施できなかったため、評価を保留とします。

③ 課題と対応策

令和2年度については、コロナ禍により事業を実施できなかったことから、第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画のとおり第7期計画期間中の課題を継承し対応策を検討します。

初級指導士養成のための講習会への参加者が定員まで集まらないことから、初級指導士の養成講習会を閑宿地域でも開催することで希望者を募ります。

過去に実施したアンケート結果においても、初級指導士になりたいという意見が2%にとどまっていたことから、市内公共施設において体験教室を実施しPRを継続していくとともに、えんがわや介護予防サポート企業などを活用して普及を行う。

また、令和2年度作成したシルバーリハビリ体操の動画を活用して普及啓発をすすめます。

(2) のだまめ学校

1 目標の評価方法（平成30年度～令和2年度）

ア 本講座及び出前講座の参加者で事業を評価する。

イ 「のだまめ学校」の参加者からアンケートをとる。

2 目標、実績及び自己評価結果

令和2年度はコロナ禍により講座の実施形式が想定した形で実施できなかったため評価を保留とします。

3 課題と対応策

令和2年度については、コロナ禍により事業が十分な形で実施できなかったことから、第8期介護保険事業計画のとおり第7期計画期間中の課題と対応策を継承します。

コロナ禍により出前講座が実施できず、新規の参加者が伸び悩んでいることから、令和2年度作成した、のだまめ学校の動画を活用する他、「市報のだ」15日号で連載しているシリーズ介護予防10年の計の内容と連携した講座を開講し、普及啓発をすすめます。

4 令和3年度の実施予定について

※今年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しながら実施するため、一部中止する場合があります。

(1) シルバーリハビリ体操

① シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会

シルバーリハビリ体操初級指導士（以下「指導士」という。）を500人養成することを目標に、令和3年度はシルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会を3回実施する予定です。

◎指導士の養成スケジュール（表11）

年 度	養成人数	累 計
平成29年度（実績）	83人	83人
平成30年度（ 〃 ）	88人	171人
令和元年度（ 〃 ）	28人	199人
令和2年度（ 〃 ）	0人	199人
令和3年度（予定）	45人	244人

② シルバーリハビリ体操体験教室

シルバーリハビリ体操の普及を目指し、市内各公民館において月に1回程度体験教室を実施する予定です。

③ シルバーリハビリ体操のフォローアップ研修

指導士を対象にシルバーリハビリ体操のフォローアップを月に1回程度のペースで実施します

(2) のだまめ学校

のだまめ学校は、季節に応じた講座の開設や新規参加者を獲得するため、講座内容を工夫するほか、コロナ禍における介護予防の普及のためオンラインによる講座の実施や「市報のだ」15日号で連載しているシリーズ介護予防10年の計の内容と連携した講座を取り入れていく予定です。

◎のだまめ学校実施予定（表12）

実施事業	実施予定回数
本講座	308
出前講座	110
オンライン講座	110

(3) えんがわ

本年度も引き続き、通いの場「えんがわ」の開設費用、運営費用の補助を行い、開催内容についても、「のだまめ学校」の出前講座によるえんがわの開催内容の充実を図るほか、開催内容の事例集を作成、配布し活動を支援していきます。

また、市内40か所の開設を目指し、市報で広報するとともに、市ホームページやチラシを活用し、市民へ周知していきます。

(4) 市民ボランティア

シルバーリハビリ体操指導士会への支援や、のだまめ学校の参加者へボランティア活動を呼びかけます。

また、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアを養成するための説明会を今年度4回実施する予定です。事前に市報に掲載し、参加者を募ります。

(5) 介護予防サポート企業

本年度も引き続き、市の介護予防事業に御協力いただける事業者を募っていきます。

また、御登録いただいた介護予防サポート企業と協力して、のだまめ学校の講座の充実を図っていきます。

(6) 広報戦略

令和2年度より引き続き、作成したロゴマーク、ポスター及び「介護予防10年の計」全体を包括する啓発パンフレット等を活用し、市全体に「介護予防10年の計」の周知活動を行います。

本年度は令和2年度に作成した介護予防に関する動画の活用を一層すすめていきます。

地域包括支援センターの令和2年度事業実施報告
及び令和3年度事業実施計画について

《令和2年度地域包括支援センター事業実施報告》

野田市の地域包括支援センターは、日常生活圏域に1から2か所設置しています。平成18年4月1日に野田地区地域包括支援センター（市役所内）及び関宿地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ内）を設置し、平成20年1月1日には、北部・川間地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム松葉園内）を設置し、平成24年8月1日には、南部・福田地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）を設置し、平成30年4月1日には、中央地区地域包括支援センター（特別養護老人ホームふれあいの里内）を設置し、野田地区地域包括支援センターは、東部地区地域包括支援センターと名称を変更し、包括的支援事業等を推進しています。また、令和3年4月1日には、野田市南第2地域包括支援センター（木野崎病院内）を設置しました。

なお、地域包括支援センターは、名称に「高齢者」や「相談」という文字が含まれていないため、法的に位置付けがある地域包括支援センターを括弧書きで併記した上で、市民がイメージしやすいよう、令和3年4月1日から「高齢者なんでも相談室」という愛称の設定並びに正式名称を変更しました。

旧 名称	愛称	正式名称
東部地区 地域包括支援センター	野田市介護保険課 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田市介護保険課 地域包括支援センター
中央地区 地域包括支援センター	野田市中央 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田市中央 地域包括支援センター
南部・福田地区 地域包括支援センター	野田市南第1 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田市南第1 地域包括支援センター
	野田市南第2 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田市南第2 地域包括支援センター
北部・川間地区 地域包括支援センター	野田市北 高齢者なんでも相談室	野田市北 地域包括支援センター

	(地域包括支援センター)	
関宿地区 地域包括支援センター	野田市関宿 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田市関宿 地域包括支援センター

令和2年度も、それぞれの地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、要支援者（要支援1又は要支援2の方）や介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業対象者（基本チェックリストで該当した方）を対象とした介護予防ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースに対応する介護支援専門員（ケアマネジャー）への後方支援等の業務を行いましたので、その実施について報告いたします。

1 センターの職員配置（令和2年4月1日現在）（⇒は令和3年4月1日以降の正式名称）

(1) 東部地区地域包括支援センター（⇒野田市介護保険課地域包括支援センター）

(単位：人)

職種	人員	内訳			
		常勤	非常勤	兼務	
常勤職員	保健師	2	2	-	-
	社会福祉士等	4	3	-	1※1
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	事務職	1	1	-	-
会計年度 任用職員	介護支援専門員	1	-	1	-
センター長	1	-	-	1※2	
合計		10	7	1	2

※1 高齢者支援課兼務

※2 介護保険課長兼務

(2) 中央地区地域包括支援センター（⇒野田市中央地域包括支援センター）

(単位：人)

職種	人員	内訳			
		常勤	非常勤	兼務	
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-

センター長	1	-	-	1※1
合計	6	5	0	1

※1 施設長兼務

(3) 南部・福田地区地域包括支援センター（⇒野田市南第1地域包括支援センター）
 (単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	0	0 ^{※1}	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※2}
合計		5	4	0	1

※1 令和2年6月1日から常勤1人

※2 施設長兼務

(4) 北部・川間地区地域包括支援センター（⇒野田市北地域包括支援センター）
 (単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	2	2	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

(5) 関宿地区地域包括支援センター（⇒野田市関宿地域包括支援センター）
 (単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 ケアプランセンター長兼務

2 センターの業務内容と実績

(1) 総合相談支援

① 総合相談・支援人数年次推移 (単位：人)

センター名	令和2年度総合相談人数		＜参考＞令和元年度総合相談人数	
	実人数	延人数	実人数	延人数
東部地区	791	2,349	813	2,814
中央地区	540	3,405	346	1,760
南部・福田地区	935	5,585	613	8,031
北部・川間地区	625	3,132	368	1,351
関宿地区	531	2,905	438	1,986
合計	3,422	17,376	0	15,942

② 年齢別相談人数 (単位：人)

センター名	実人数	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	不明
東部地区	791	35	138	288	228	102
中央地区	540	28	65	208	201	38
南部・福田地区	935	86	129	298	223	199
北部・川間地区	625	84	104	240	154	43
関宿地区	531	13	169	167	118	64
合計	3,422	246	605	1,201	924	446

※「不明」は、年齢等を明かさずに相談を申し入れた人数

③ 相談者別相談人数 (単位：人)

センター名	実人数	延人数	本人	家族	民生委員	介護支援専門員	関係機関	その他
東部地区	791	2,349	603	654	33	317	621	121
中央地区	540	3,405	947	917	100	438	833	170
南部・福田地区	935	5,585	997	1,279	63	991	2,054	201
北部・川間地区	625	3,132	518	898	30	609	1,034	43
関宿地区	531	2,905	465	1,056	84	277	803	220
合計	3,422	17,376	3,530	4,804	310	2,632	5,345	755

※「関係機関」は、介護サービス事業者、病院、行政関係機関等の担当者
「その他」は、知人、近所の方、従兄弟、甥、姪等

④ 相談内容の分類（重複回答）

（単位：

人）

センター名	実人数	延人数	介護予防	介護保険	サービス	（高齢者・障害）	経済・生活	医療	認知症	虐待	成年後見	苦情
東部地区	791	2,349	33	1,800	43	34	537	256	1,067	119	45	22
中央地区	540	3,405	61	1,288	138	142	1,662	735	36	49	1	16
南部・福田地区	935	5,585	623	3,465	318	205	2,703	1,876	1,697	447	49	52
北部・川間地区	625	3,132	126	2,111	142	41	682	458	150	145	7	9
関宿地区	531	2,905	643	1,508	224	296	620	548	331	75	62	11
合計	3,422	17,376	1,486	10,172	865	718	6,204	3,873	3,281	835	164	110

⑤ 対応方法の分類（重複回答）

（単位：

人）

センター名	実人数	延人数	情報提供	連絡調整	申請代行	ケース検討	継続支援
東部地区	791	2,349	1,763	1,617	20	105	80
中央地区	540	3,405	1,550	1,864	99	13	1,357
南部・福田地区	935	5,585	3,117	3,067	207	216	606
北部・川間地区	625	3,132	2,615	1,281	25	26	117
関宿地区	531	2,905	1,989	1,709	176	151	1,695
合計	3,422	17,376	11,034	9,538	527	511	3,855

(2) 権利擁護（高齢者虐待への対応）

センターでは、野田市高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応しています。

① コアメンバー会議

訪問、電話、関係機関からの情報提供等により状況を把握し、関係者によるコアメンバー会議を行い、次の事項を協議します。

虐待の有無、緊急性の判断、関係者の情報共有、目標の共有、役割の明確化、対応計画の作成等

<会議の構成団体>

対象地区のセンター及び市

② 評価会議

コアメンバー会議で検討した計画の実施状況について評価を行い、対応計画を修正して虐待対応の継続をすべきか、終結として権利擁護対応（総合相談）や包括的・継続的支援等の対応に移行すべきかを判断します。

<会議の構成団体>

対象地区のセンター及び市

③ 野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の代表者会議

関係機関との連携や協力体制を構築し、野田市における虐待事例の報告及び課題の把握、各関係機関との連携体制強化、活動方針の検討等を行うため、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会要領に基づき設置しています。令和2年度は、1回開催しました。

<会議の構成団体>

千葉県野田健康福祉センター、千葉県野田警察署、野田市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターのだネット、野田市医師会、野田市歯科医師会、地域包括支援センター、野田市介護事業者協議会、野田市介護支援専門員協議会、野田市民生委員児童委員協議会、柏人権擁護委員協議会野田部会、保健福祉部及び児童家庭部

④ 野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実務者会議

虐待事例の解決に向けて、各関係機関で情報の共有、課題の把握を行い、専門性を活かした役割の明確化を図り、支援方針・方法を検討するため、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会要領に基づき設置しています。

必要に応じ、千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を活用し、弁護士や社会福祉士等の専門職からの助言・指導を受け、適切な対応をしています。

令和2年度は、実務者会議を開催すべき案件がなかったため、開催しませんでした。

<会議の構成団体>

事例に係る各関係機関、支援の協力依頼をする機関及び地域包括支援センター等

⑤ 野田市地域包括支援センター研修会

センター職員の対応力向上を図るため、専門家を講師に招いて、センター職員に対する高齢者虐待対応研修などを実施しました。

研修会の実績

開催年月日	参加人数	内容及び講師
令和2年8月18日	7人	内 容 認知症初期集中支援チーム員伝達研修
令和2年9月10日	2人	講 師 介護保険課地域包括支援センター職員
令和2年9月17日	24人	内 容 事例を通じて学ぶ法的根拠に基づく高齢者虐待対応 講 師 あおぞらの虹法律事務所 弁護士 南川 麻由子 氏
令和2年10月30日	8人	内 容 認知症初期集中支援チーム員伝達研修 令和2年度認知症初期集中支援チーム員 フォローアップ研修（Zoom研修受講） 講 師 介護保険課地域包括支援センター職員 県主催研修
令和2年12月17日	23人	内 容 地域ケア会議 ～専門職から見た自立支援の視点～ 講 師 目白大学 保健医療学部 作業療法学科 博士 金野 達也 氏

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

困難事例に関する介護支援専門員への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりなど、長期・継続的なケア体制に向けた支援を行いました。

① 業務内容

- ア 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援
- イ 介護支援専門員・医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ウ 介護支援専門員のネットワーク構築支援
- エ 事例検討会の実施

② 包括的・継続的ケア体制に向けた支援（困難事例）の相談人数年次推移（単位：人）

センター名	令和2年度相談人数		＜参考＞令和元年度相談人数	
	実人数	延人数	実人数	延人数
東部地区	9	78	26	31
中央地区	48	214	22	78
南部・福田地区	47	152	51	279
北部・川間地区	24	166	37	111
関宿地区	25	110	44	85
合計	153	720	180	584

※介護支援専門員からの相談

③ ②以外の相談人数年次推移（制度に対する助言・指導）

（単位：人）

センター名	令和2年度相談人数	<参考>令和元年度相談人数
東部地区	19	62
中央地区	69	78
南部・福田地区	38	76
北部・川間地区	62	22
関宿地区	34	86
合計	222	324

※介護支援専門員からの相談

(4) 予防給付・総合事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント

利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、介護保険サービスだけでなくセルフケアや地域の介護保険外の社会資源を活用する計画を作成し、目標達成に向けた介護サービス事業所との連絡及び調整並びに達成状況の評価及び必要に応じた計画の見直しを行いました。

予防給付及び地域支援事業の介護予防ケアマネジメント業務を一体的に実施し、要介護状態の軽減、悪化防止等の予防支援をしました。

また、平成28年3月から総合事業を開始し、新たな認定者と認定更新を迎えた要支援認定者が順次移行し、平成29年4月からは全ての方が総合事業に移行しました。なお、令和2年度の基本チェックリストのみで利用する事業対象者はおりませんでした。

予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務年次推移

（単位：人）

人)

センター名	令和2年度				<参考>令和元年度			
	サービス利用者数	委託なし延人数	委託延人数	合計延人数	サービス利用者数	委託なし延人数	委託延人数	合計延人数
東部地区	153	308 (117)	1,494 (707)	1,802 (824)	135	475 (236)	1,424 (698)	1,899 (934)
中央地区	259	1,088 (454)	1,841 (692)	2,929 (1,146)	221	840 (379)	1,842 (746)	2,682 (1,125)
南部・福田地区	295	842 (319)	2,792 (1,161)	3,634 (1,480)	294	1,144 (421)	2,509 (1,001)	3,653 (1,422)
北部・川間地区	268	457 (261)	2,740 (1,323)	3,197 (1,584)	266	719 (413)	2,595 (1,319)	3,314 (1,732)
関宿地区	223	1,509 (456)	1,051 (368)	2,560 (824)	206	2,011 (641)	396 (107)	2,407 (748)
合計	1,198	4,204 (1,607)	9,918 (4,251)	14,122 (5,858)	1,122	5,189 (2,090)	8,766 (3,871)	13,955 (5,961)

※サービス利用者数は、各年度の3月末現在のサービス利用者数

※（ ）は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

(5) 地域ケア会議

① 会議の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

地域の支援者を含めた多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援をし、それらの支援をとおして、課題分析を積み重ねることによって地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげて問題解決を図ります。

令和元年度からは、自立支援型の地域ケア個別会議をはじめ、多職種で個人の有する自立支援につなげられるよう、会議を開催しました。

なお、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として、平成30年度に市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

第1層の協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層の協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施するものと位置付けました。

② 会議の構成等

ア 地域ケア個別会議

目的	構成
地域ケア個別会議<支援困難事例等> 個別ケースの支援内容を検討する中で、個別課題の解決や介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築・支援、さらに個別ケースの積み上げによる地域課題を把握する。	・主催者（各センター） ・事例提供者 ・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者 （ケースの当事者や家族、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員等）
地域ケア個別会議 介護支援専門員が担当しているケースで、地域ケア会議の開催によるケアプランの検証が必要な事例について、地域ケア個別会議を実施し、訪問介護等のサービスや支援の妥当性を検討し、自立支援につなげる。	・主催者（各センター） ・事例提出者（居宅介護支援専門員） ・スーパーバイザーとして、各センター主任介護支援専門員
地域ケア個別会議<自立支援型>	・主催者（各センター）

目的	構成
<p>要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者の効果的かつ適切な自立支援に結び付けるための検討・計画作成方針の決定を行う。</p> <p>センター職員、居宅介護支援専門員の自立支援の視点と対応能力の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例提供者 ・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者（各専門職、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員等）

イ 地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体

目的	構成
<p>日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討を行う。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域の課題についての整理、解決策の検討やネットワークの構築を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（各センター）の専門職 ・介護保険課地域包括支援センター職員 ・地区内の居宅介護支援専門員 ・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者（野田市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、いきいきクラブ連合会、介護事業者等）

ウ 地域ケア包括会議及び生活支援体制整備事業第1層協議体

目的	構成
<p>地域ケア個別会議や地域ケア地区別会議をとおして各センターが把握した地域課題について、市全体の課題として集約を行う。また、それに対し、市とセンターが協働して解決へ向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（市） ・介護保険課管理職 ・生活支援コーディネーター（6人） ・各地域包括支援センター長及び職員 ・野田市社会福祉協議会

エ 地域ケア推進会議

目的	構成
<p>地域ケア包括会議により取りまとめられた地域課題の中で、政策的な対応を要する課題や市全体の課題について検討を行う。また、市を越えたレベルでの課題の場合は近隣市町村と連携しての検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が兼ねており、センターの事業実施報告の中で報告、検討する。

③ 令和2年度実績

ア 地域ケア個別会議

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
東部地区	令和2年 8月20日	市役所5階 511会議室	8人	週7回の訪問介護、週2回の生活援助で計画を立てているが、実績で生活援助の回数が超過していた。更新申請により、要介護1に変更はなく、6月以降の実績に超過はないが、今後の支援の方向性及びケアプランの支援内容と自立支援に向けた支援方針の検討を行う。
	令和2年 9月11日	市役所5階 511、512 会議室	15人	通所型サービス、訪問型サービス利用中。 約1年前に転倒事故を起こし、救急搬送され、左脛骨近端骨折と診断あり入院となる。以後、リハビリ目的で転院し、状態が安定したことで自宅に戻り、介護サービスの利用を開始。 目標達成に向けた今後の支援体制を含め、ケアプランの支援内容と自立支援に向けた支援方針の検討を行う。
	令和2年10月 15日	市役所5階相 談室	9人	生活援助の基準回数以上の利用について、週7回の生活援助に加え、週1回は1日2回の生活援助で計画を立てていたため、生活援助が基準回数を超えていた。本人がうつ病の症状があり、体調は変動する。今後の支援の方向性及びケアプランの支援内容と自立支援に向けた支援方針の検討を行う。
	令和2年12月 9日	市役所8階大 会議室	17人	夫に対する訴えを担当介護支援専門員だけではなく、個々の関係機関にも連絡し、訴えてしまう。本人の精神状態が不安定であり、落ち着かない時期になると、訴えが頻繁になり、訴える時間が1時間を超える時もある。対応方法について、関係機関と共有し、支援の方向性について検討を行う。
	令和3年 3月22日	市役所7階 706会議室	8人	生活援助の基準回数以上の利用について、夫の支援内容と合わせると、訪問介護の利用が多くなっている。新型コロナウイルスが流行する前は、講演会出演や、外出も多かったが、自宅内で過ごすことが多くなっている。障がいサービス、介護保険サービスを利用し、在宅で生活を継続していくために、今後の支援の方向性及びケアプランの支援内容と自立支援に向けた支

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
				援方針の検討を行う。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
中央地区	令和2年 4月30日	ふれあいの里 地域交流室	8人	<p>自立度は高いが「特定の近隣住民が毎日泥棒に入る」という妄想性障害の独居女性。警察を呼んだり近隣住民に触れ回ったり、泥棒と思い込んでいる住民に文句を言いに行ったりしてしまう。</p> <p>住み慣れた地域で安心して生活を送るため、どう支えていくか関係機関と検討を行う。</p>
中央地区	令和2年 6月19日	ふれあいの里 地域交流室	8人	<p>認知症のある要介護の妻、精神疾患のある長女との三人暮らしで、家事や介護を担っている要支援2の男性のケース。5月に特定の近隣住民に対し暴力行為をし、警察が介入。精神科病院への入院の検討と、それまでの支援体制について確認。本人の今後の安楽な生活を第一に考え、ご家族に入院加療について理解していただくとともに、本人の入院に向けての支援体制を確認する。</p>
	令和2年 9月15日		12人	<p>経済的に余裕がないため、目標達成に必要なサービスが導入できない50代、要支援2の男性のケース（脳梗塞後遺症）。目標を達成するための課題及び支援方針、支援内容を検討。心身機能への多方面からのアプローチと、個人因子、環境因子による課題への取組みについて検討を行う。</p>
	令和2年 9月17日 (2件)		12人	<p>認知症があり、生活の全てを妻に依存している82歳男性（夫）、認知症と精神疾患を併せ持ち、家事、入浴、服薬、金銭管理ができない71歳女性（妻）、と甥の3人暮らし。今後の支援について関係機関と検討を行う。</p>

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
南部・福田地区	令和2年 7月29日 (2件)	椿寿の里 地域交流室	10人	家族の協力が無い認知症高齢者夫婦の支援について、認知症と妄想からトラブルになる事があり。家族支援がなく、知人の支援により、何とか生活をしている。個別課題の目標や支援内容の整理、地域課題の把握、今後地域で何ができるのか、関係機関と検討を行う。
	令和2年 11月27日		10人	70代、要支援1の女性のケース。独居で生活をしているが、うつ病を抱え、精神面で不安定。関係機関の支援や関わりが困難なこともある。目標を達成するための課題及び支援方針、支援内容、各専門職からの助言からアプローチ方法の検討を行う。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
北部・川間地区	令和2年 6月13日	松葉園 会議室	6人	独居の精神疾患利用者。以前より近隣住民に迷惑行為があり、直近では、隣人数地内にゴミを投げ入れる等の迷惑行為で警察が介入している。今後の在宅支援の在り方と、近隣住民との付き合い方について検討を行う。
	令和2年 9月10日 (2件)		10人	805020問題。高齢者夫婦（夫、89歳、要介護3、サービスの拒否が強く、通院も自己中断している）（妻、84歳、要介護1、認知症疑い、適切な受診ができていない）への支援。高齢者夫婦に依存する息子、孫夫婦への支援方法の検討を行う。3世代に渡り問題を抱えているケース。各専門機関（担当者）の個別介入に限界が生じているため、『家庭丸ごと支援』の検討を行う。
	令和2年 9月30日 (2件)		9人	認知症高齢者。度重なる徘徊を繰り返し、警察の保護歴が多い。家族も高齢で在宅介護に限界を感じている。各関係機関と情報共有と施設入所まで、さらなる手立てはないかの検討を行う。
	令和2年 10月22日		13人	85歳、独居女性、要支援2。過去に交通事故で2度の骨盤骨折歴あり。本人は「畑仕事を続けていきたい」という目標がある。目標を達成するための課題及び支援方針、支援内容の検討。各専門職からの助言からアプローチ方法の検討を行う。
	令和2年 10月29日		15人	

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
関宿地区	令和2年 6月18日	利用者自 宅	5人	1人暮らしで、認知症の進行がある高齢者。日常生活全般の体制について関係者と情報共有と今後の支援について検討を行う。
	令和2年 8月4日		7人	
	令和2年 7月14日	二川公民館	6人	新型コロナウイルスの検査を拒否した家族がいるため、介護保険サービスの利用を断られてしまったケース。今後の支援体制の確認と、同じような事例が発生した場合にどう対応するか検討を行う。
	令和2年 9月15日	二川公民館	9人	夫婦2人暮らし。2人の息子は遠方に在住のため、頼れない。整形外科の疾患により、変形や痛みがあり、転倒に対する恐怖心に伴い、外出に自信がない。目標を達成するための課題及び支援方針、支援内容の検討。各専門職からの助言からアプローチ方法の検討を行う。

イ 地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
東部地区	令和2年 10月30日	市役所8階大 会議室	18人	「一人暮らしの高齢者を地域で支えるためには」をテーマに、東部地区にある資源の抽出や活用方法を検討、意見交換を行った。
中央地区	令和2年 10月20日	野田市生涯学 習センター	24人	介護保険外生活支援サービスの必要性、担い手、システムについて、地域資源、社会資源についての情報共有と意見交換を行った。
南部・ 福田地区	令和2年 10月28日	南部 梅郷公民館	27人	独居、身寄りのない方、認知症の方、ゴミ屋敷、ペットの多頭飼育等、日常生活で困っている方への活用できる社会資源と不足している社会資源について、共有や提案等の意見交換を行った。
北部・ 川間地区	令和2年 9月18日	七光台会館	25人	災害時の支援の在り方について、事前アンケートで防災対策（個人、職場、地域）、現状の問題、行政への質問事項を確認。 市防災安全課から最新のハザードマップについて説明を受け、災害時にケアマネジャーに求められる事項を確認。関係者間で情報共有を図った。
関宿地区	令和2年 11月12日	二川公民館	25人	水害時の避難について、安心安全に避難するにはどうしたら良いか意見交換。関係者間で情報共有を図った。

ウ 地域ケア包括会議及び生活支援体制整備事業第1層協議体

開催年月日	場所	参加者	内容
令和3年	書面開催	—	各地区のセンターの活動報告及び令和3年度の

開催年月日	場所	参加者	内容
2月			<p>重点課題及び対応計画について検討、及び市全体で取り組むべき課題の検討を行う。</p> <p>市全体としては、以下の課題を抽出した。</p> <p>①安心して暮らせる地域づくりのために地域包括ケアシステムの構築や、地域住民、関係機関との連携・協力体制の構築が必要である。</p> <p>②生活支援コーディネーターを中心に、各関係機関と連携をしながら、地域に応じたインフォーマルサービスや生活支援等の社会資源の把握を行い、既存の社会資源の活用及び必要な社会資源を開発していく。</p>

エ 地域ケア推進会議

開催年月日	場所	参加者	内容
令和2年 7月 1日	市役所8階 大会議室	27人	<p>令和2年度第1回野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会において、センターの令和元年度事業実施報告及び令和2年度事業実施計画の説明を行った。その説明の中で、地域ケア会議の実績を報告し、地域における課題の共有を図った。</p>

④ 地域ケア包括会議の検討結果（概要）

東部地区	
令和2年度に把握した地域課題	<p>①「地域の特性に合わせた社会資源の開発」</p> <p>運転免許返納後の交通手段がない、近くにスーパーマーケット等の買い物ができる場所がないという課題が出ている地域において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、整備しなければならない。</p> <p>②「地域コミュニティの拡充」</p> <p>携帯電話が普及した事でいつでも誰とでもつながれる環境になってきたものの、高齢者、特に一人暮らしの高齢者は自分で情報収集することが難しい。</p> <p>このため、閉じこもりや孤立から、生活不活発傾向になり、要支援・要介護状態になってしまう傾向にある。</p> <p>また、令和元年の台風15号、19号の際、各地区で避難誘導を行っていたが、高齢者世帯や認知症世帯がどこにいるのか、分からなかったとの課題も出ている。</p> <p>認知症や難聴のために、防災無線等の情報を得ることが難しい場</p>

東部地区	
	<p>合も多く、支援が必要な人がどこにいるのかを把握するため、地域のコミュニティや介護関係者等の情報を活用し、支援方法を検討する必要がある。</p>
令和3年度の重点課題	<p>①「地域の特性に合わせた社会資源の開発」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、インフォーマルサービスや生活支援等の社会資源を把握する。 ・地域の特性に合わせ、移動支援や買い物支援、閉じこもり予防等、地域の高齢者の生活ニーズに合わせた社会資源の開発に取り組む必要がある。 <p>②「地域コミュニティの拡充」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に気軽に集える場が不足しており、コミュニティを目的とするものや、高齢者が介護予防に取り組むことができるよう、オレンジカフェ等、地域での通いの場を拡充する必要がある。 ・地域とのつながりが乏しくなる中で、疾病や認知症があっても、地域で安心して生活が送れるよう環境を整える必要がある。
令和3年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p>①「地域の特性に合わせた社会資源の開発」</p> <p>生活支援コーディネーターを中心に、各関係機関と連携しながら、高齢者の生活支援に活用できる場や、気軽に集える場等の社会資源を開発する。</p> <p>②「地域コミュニティの拡充」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、閉じこもりや孤立しないよう、地域の中に生きがいや、役割を持って生活できるような居場所づくりを行うため、各関係機関と連携しオレンジカフェや集いの場を拡充していく。 ・地域の高齢者が孤立しないよう、各地域に密接に関わっている民生委員児童委員とセンター、介護関係者が密に情報交換をし、それぞれの視点から地域に目を向けて、高齢者が安心して生活が送れるようにする。

中央地区	
令和2年度に把握した地域課題	<p>①介護保険サービスに頼らず自宅での生活が継続できるように、地域リハビリの一環として数回自宅に訪問し、理学療法士、作業療法士がアドバイスをくれるような資源が必要。</p> <p>②必要時に安価で公平なサービスが受けられる、システム化された介護保険外の生活支援サービスの新たな創出が必要。</p> <p>一時的な困りごとに対応してくれるサービスを必要とする事例が増えており、システム化して商店街等の地域資源や有償ボランティアを活用することで、双方にとって良い効果が生まれる可能性がある。</p>

中央地区	
	<p>る。</p> <p>③介護支援専門員の高齢化や不足は深刻で、介護予防支援はもとより新規の居宅介護支援も断られるケースが増えてきており、対策が必要。</p> <p>④困難ケースに適切に対応できるよう、多職種連携により力を入れる必要性がある。</p>
令和3年度の重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・システム化された介護保険外の生活支援サービスの新たな創出に取り組む必要性がある（地域に応じたインフォーマルサービスや生活支援等の社会資源を把握し、ネットワーク化につなげていく）。 ・タイムリーな地域ケア個別会議の開催、支援ネットワークの更なる構築を図り、介護支援専門員が疲弊しないよう支援する必要性がある。 ・コロナ禍により更に増加が見込まれる困難ケースに適切に対応できるよう、各機関や多職種の連携強化に取り組む必要性がある。
令和3年度の重点課題解決に向けた対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備として、地域住民のつながりによる支えあい活動や社会資源の開発が推進できるよう、既存の社会資源の把握とネットワーク構築に取り組む。 ・地域ケア個別会議やケアプランチェック時等、個別に様々な相談に応じ、事務負担量の軽減等を市に提案していくことで、介護支援専門員の負担を減らし離職につながらないように支援する。 ・各機関や多職種と接する機会を増やすことで、お互いの業務を理解し、同じ目標に向かってチームが組めるようにする。

南部・福田地区	
令和2年度に把握した地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・独居、身寄りのない方、認知症夫婦、老々介護等のケースが増えている。関係機関や社会資源を理解し、上手に活用できるような知識と関係づくりが必要である。 ・同居家族が引きこもりや精神疾患がある等で、高齢者の年金に頼って生活している世帯が多い。 ・新型コロナの影響で、自治会や集まりの場、趣味活動や行事等が休止、中止となっており、行き場を失った高齢者が増加している。 ・民生委員が高齢者の増加で見守り対応が難しくなっている。高齢夫婦や同居家族がいる高齢者に関しては、民生委員も見守りが行き届かなくなってきた。
令和3年度の重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度にコロナ渦で取り組むことができなかったセンターの周知と、民生委員、自治会、介護支援専門員、関係機関との顔の見え

南部・福田地区	
	<p>る関係づくりを課題とし、地域力を高めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の見直し、発掘に努め、ネットワーク化していく。
令和3年度の重点課題解決に向けた対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・独居や認知症夫婦、同居家族の障がいや精神疾患、引きこもり等、本人支援だけでなく、家族を視野に入れた支援が必要になってきている。介護保険以外の社会資源やその活用の仕方、障がい等、幅広く学習できる機会を持てるようにし、介護支援専門員、関係機関との連携、地域全体でのスキルアップを図っていく。 ・多職種のメンバーでの個別会議をこまめに開催し、様々な視点から介護支援専門員が支援に当たれるようにし、資源のネットワーク化を図る。

北部・川間地区	
令和2年度に把握した地域課題	<p>①「生活支援体制整備事業の認知不足、地域住民の理解」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の代表者に、会議出席への意識を高めてもらうために、今後も会議開催の意義を伝えていく必要がある。 ・生活支援体制整備事業は行政、包括、専門職だけの理解だけでは成り立たず、地域住民の理解と参加が必須である。 <p>②「社会資源の把握と情報共有、活用方法の検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区全域における社会資源の把握が十分でない。 <p>③「介護予防支援の受け皿不足の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援の委託が困難化している。 ・主な理由として、ケアマネジャーの人材不足、プラン料やケアマネジメントの手間の問題が挙げられている。
令和3年度の重点課題	<p>①「生活支援体制整備事業の認知不足、地域住民の理解」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業は行政、包括、専門職だけの理解だけでは成り立たず、地域住民の理解と、地域住民主体の活動が求められている。 <p>②「社会資源の把握と情報共有、活用方法の検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体の地域アセスメントが必要であり、その情報の共有と活用が必要である。 <p>③「介護予防支援の受け皿不足の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーや居宅介護支援事業所の抱える実情、問題点の把握に努める必要がある。
令和3年度の重点課題解決に向けた対応	<p>①「生活支援体制整備事業の認知不足、地域住民の理解」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの場を設け、生活支援体制整備事業の周知とヒアリングを行う。

北部・川間地区	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア意識の高い地域住民に声掛けし、協力体制を構築する。 ②「社会資源の把握と情報共有、活用方法の検討」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層協議体等を通じて、地区の特色、活動、問題や課題を可視化させ、北部・川間地区の課題として共有していく。 ・ 社会資源集の作成と活用。 ③「介護予防支援の受け皿不足の改善」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議を促進させ、個別課題の解決力を向上させる。 ・ ケアマネサロン（仮称）を立ち上げ、ケアマネジャーや居宅介護支援事業所の抱える実情、問題点の抽出を図る。

関宿地区	
令和2年度に把握した地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ①独居高齢者や高齢者夫婦の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率が年々高まっており、地域とのつながりも乏しい身寄りのない高齢者が増えている。その結果、地域内での孤独死や交流手段の不足が挙げられ、独居高齢者や高齢者夫婦の生活実態の把握や気づきが難しい状況となっている。 ・ 居場所として「えんがわ」を開催する。 ②認知症の方の実態把握とセンターの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態のつかめない認知症の方への支援について、実態把握に努めるべく、民生委員や自治会や居宅介護支援事業所と連携し、情報収集に努める。 ・ 認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催する。 ・ 認知症の相談先として、センターの周知がまだ足りない。 ③水害を含め地震等、他の災害時避難について抱えている不安 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害時の避難所が減少したことで水害への事前準備が重要であり、その必要性が増した。 ・ 水害に限らず、その他災害時の避難行動、避難場所の生活環境及び食事、介護、医療面等への対応についての不安が大きく、避難行動要支援者は避難することを躊躇してしまうこともある。 ④地域での専門機関の不足 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年々、高齢化率が高くなるのに伴って医療や介護支援の必要性が増してきているが、地域内には病院を始め居宅介護支援事業所や介護保険サービスに対応できる事業所数や介護支援専門員

関宿地区	
	<p>が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足で、サービスが利用できなくなるのでは、という不安がある。
令和3年度の重点課題	<p>①独居高齢者や高齢者夫婦の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のどこに独居高齢者や高齢者夫婦がいるのか、相手から連絡が来ない限り実態を把握できない。その実態を把握することが必要。 ・高齢者支援のために、地域に住んでいる民生委員と連携し、実態を把握する。 ・居場所づくりとして、「えんがわ」を開催する。 <p>②認知症の方の実態把握とセンターの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症についての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催する。 ・認知症ケアパスやチラシの配布を行う。 <p>③水害を含め地震等、他の災害時避難について抱えている不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害、その他災害時の避難困難点、不安点等の把握とその対応、対策について検討する。 <p>④地域での専門機関の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防プランの委託先の発掘と、不足している専門機関や介護支援専門員の人材不足等について、居宅介護支援事業所等と連携し、市に提言していく。
令和3年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p>①独居高齢者や高齢者夫婦の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や地域の専門職や関係機関と連携しながら、独居高齢者や高齢者夫婦の実態の把握をする。 ・「えんがわ」の定期的開催 <p>②認知症の方の実態把握とセンターの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解を深めるため、小学校6年生対象の認知症サポーター養成講座の開催の継続。 ・認知症の相談先として、また高齢者の相談窓口としてのセンターの周知活動の継続。 <p>③水害を含め地震等、他の災害時避難について抱えている不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害時の避難困難者が抱えている不安を、地域及び行政との連携を図りながら把握し、その解消に向けた資源の開発を行っていく。 <p>④地域での専門機関の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で不足している専門職は何か、居宅介護支援事業所と連携して把握に努め、市に提言する。

野田市社会福祉協議会

全体のまとめ
及び令和3年
度に向けて

地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体については、介護保険料の上昇や人材不足などの課題に対応するため、介護保険法が改正され、住民が参加して高齢者を支えていく仕組みづくりを進める「生活支援体制整備事業」に各市町村で取り組んでいくこととなり、野田市においても、地域の方々とまちづくり等について話し合う「協議体」として、各地区センターが主催となり、開催される地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体に参加。

令和3年度も、引き続き各地区で開催する地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体に参加し、地域の困りごとの把握、ボランティアの仕組みづくり、ボランティアの養成等、関係する機関と連携し地域づくりを行っていく。

(6) 在宅医療及び介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

市内の在宅医療及び認知症の診療を実施している医療機関の一覧とマップを作成し、市ホームページに掲載しました。

② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療・介護連携の連携を推進するにあたり、医療・介護関係団体の代表者をメンバーとする、野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議を新たに設置し、2回開催しました。

野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議の内容

開催年月日	場所	参加者	内容
令和2年9月 11日	市役所8階 大会議室	13人	・「のだ在宅医療センター」の開設について ・カナミックネットワーク（ICT）有償版の運用開始について 野田市医師会 中泉 聡志 氏 ・医療・介護関係者の研修について ・地域住民への普及啓発について
令和2年11 月20日	市役所8階 大会議室	12人	・カナミックネットワーク操作体験、活用事例の紹介 株式会社カナミックネットワーク 西嶋 光生 氏

※令和2年度代表者会議出席団体

野田市医師会（のだ在宅医療センター）・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会・
野田市介護支援専門員協議会・野田市介護事業者協議会・野田市

③ 医療・介護関係者の研修

令和2年度から、これまで「野田市在宅医療・介護多職種連携会議」として行っていた医療・介護関係者の研修について、「野田市在宅医療・介護多職種連携研修会」と名称を変更しました。

令和2年度の研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としましたが、市ホームページに「在宅医療・介護連携の推進」のページを新たに作成し、医療・介護関係者へ情報提供を行いました。

④ 在宅医療・介護連携に関する関係市の連携

東葛北部圏域在宅医療・介護連携に関する5市連携会議について、1回目の令和

2年7月28日は新型コロナウイルス感染予防のため中止となり、書面での情報共有となりました。2回目は令和3年1月26日にオンライン（Zoom）で実施し、千葉県保健所、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市が参加し、実施状況の報告等を行いました。

(7) 認知症施策

① 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことを目的として、平成30年4月から設置しています。

認知症初期集中支援推進事業は、地域支援事業実施要綱において「認知症初期集中支援チームの配置」、「支援の実施とチーム員会議の開催」、「認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置」が定められており、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」については、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が兼ねることとされています。

令和2年度は、実施体制の強化のため、国が定める研修を受講したチーム員による伝達講習を行い、チーム員の人数を増やしました。

ア 認知症初期集中支援チームの設置状況（令和2年度）

チーム数	1チーム	
設置場所	東部地区地域包括支援センター	
チーム員の職種、人数	保健師等	4人
	社会福祉士	5人
	医師	1人
	合計	10人

イ 認知症初期集中支援チームの活動状況（令和2年度）

認知症初期集中支援の実施	訪問実人数	6人
	訪問延べ回数	46回
	チーム員会議の開催回数	4回
当該年度中の医療・介護への引継ぎの実施 (前年度からの継続ケースも含む)	前年度からの継続ケースを含め、当該年度中に引継ぎが行われており、介入時に医療・介護サービスのいずれにもつながっていなかった者の実人数	6人
	このうち、引継ぎ時に医療・介護サービスの両方、又はいずれかにつながった実人数	5人

医療介護サービスにつながった人の割合 (%)	83.33%
------------------------	--------

ウ 認知症初期集中支援チーム員会議の内容

初回会議 開催年月日	事例概要	評価会議 開催年月日	対応内容
令和2年 6月4日	認知症の自覚があるが、医療に対する抵抗が強く、受診困難な 独居高齢のケース	令和2年 11月12日	日常生活自立支援事業の導入、介護保険の認定を更新し、総合相談対応として支援継続
令和2年 6月4日	認知症があり、日常生活に支障をきたしているが、他者介入に拒否的で、適切な支援につながらないケース	令和2年 11月12日	医療、介護サービスの利用につながり、終了
令和2年 7月16日	病識がなく、日常生活に支障をきたしているが、医療、介護サービス利用を拒否している ケース	令和2年 11月12日	医療、介護サービスの利用につながり、終了
令和2年 7月16日	物忘れの自覚があるが、医療、介護サービスに拒否が強く、適切な支援につながらないケース	令和2年 11月12日	医療、介護サービスの利用につながり、終了
令和2年 7月16日	認知症の症状悪化があり、日常生活に支障をきたしているが、他者介入に拒否的で、適切な支援につながらない高齢者世帯の ケース	令和2年 11月12日	信頼関係を構築し、総合相談対応として支援継続
令和2年 11月12日	認知症の疑いがあるが、専門医、介護サービス利用につながらないケース	令和3年 3月23日	専門医受診、診断につながり、終了

② 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員の設置等）

認知症地域支援推進員を、市内の各センターに合計7名（認知症地域支援推進員としてみなすことができる千葉県認知症コーディネーター2名を含む）配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行いました。

また、令和元年度から、課題の検討や情報交換、連携を図る場として、「認知症地域支援推進員会議」を設置し、令和2年度は「認知症ガイドブック（野田市版認知症ケアパス）」の作成、活用の促進に加えて、オンラインによる研修等に参加し情報共有、連携を図ることを目的に、3回会議を開催しました。

さらに、感染症対策を講じた認知症サポーター養成講座の開催方法について検討し、小学校6年生を対象にオンライン（Zoom）講座を企画、実施しました。また実

施方法、講座内容の共有を図りました。

③ オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェを自主的に運営する団体等を支援することを目的に、平成29年度から「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」を制定し、運営補助事業を始めました。

市内で実施しているオレンジカフェの一覧及び補助金の案内を作成し、窓口配布や市ホームページへの掲載を行い、オレンジカフェの周知を図っています。

令和2年度はオレンジカフェの新設がなく、補助金の申請及び交付は、0件でした。

これまでに補助金を交付したオレンジカフェは、次の7件です。

オレンジカフェ一覧

名称	申請者	補助金交付決定日
オレンジカフェ ゆめしずく	特定非営利活動法人 ゆめしずく	平成29年6月7日
オレンジカフェ のだ日和	医療法人社団真療会 野田病院	平成30年2月23日
オレンジカフェ 紙ふうせん	企業組合ワーカーズ・コレクティブ 紙ふうせん	平成30年8月15日
オレンジカフェ 茶話会レインボー	茶話会レインボー	平成30年10月3日
オレンジカフェ 一期一会	合同会社 Forrest gump	平成30年10月22日
オレンジカフェ のだしん	野田南部診療所	令和元年8月7日
オレンジカフェ やすらぎやくじゅ	薬樹薬局野田	令和元年10月2日

④ 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、センター、認知症疾患医療センター等を含めた認知症に関する相談窓口や、症状の変化に合わせたサービス等がひと目でわかる認知症ケアパスを作成するために、認知症地域支援推進員とともに掲載内容の検討を行いました。

また、令和2年度は、2,000部を作成し、広く関係者や住民に相談窓口を周知するとともに、名称を「認知症ガイドブック（野田市版認知症ケアパス）」に改めました。さらに、令和元年度からは認知症ガイドブックの内容を簡単にまとめたダイジェスト版も作成し、介護保険課、センターで配布したほか、市ホームページに掲載しました。

(8) 認知症サポーターの養成事業

① 認知症サポーターの養成について

認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーター市民2万人を養成することを目標に、認知症サポーター養成講座を開催しています。

平成29年度から開催している、市内全小学校6年生を対象にした認知症サポーター

一養成講座では、感染症対策を講じた開催方法について検討し、一部の小学校ではオンライン（Zoom）講座を企画、実施しました。これまでに小学生の認知症サポーターは、令和3年3月末日時点で、5,954人（累計）を養成しました。

上記の小学生を含む令和2年度の認知症サポーター養成者数は1,695人で、令和3年3月末日時点で、14,014人（累計）を養成しました。

さらに、認知症サポーター登録者を対象とした「認知症サポーターステップアップ講座」を令和2年11月24日に開催し、54人が参加しました。

② 講師役となるキャラバン・メイトの活動について

認知症サポーター養成講座の開催を通して、小学生を対象に認知症高齢者の理解を促進しました。さらに、キャラバン・メイト交流会として、「認知症サポーターステップアップ講座」に参加し、サポーターとの顔の見える関係づくり、情報共有キャラバン・メイト同士の横のつながりやスキルアップを図りました。

また、センター職員や専門職等が千葉県キャラバン・メイト養成研修を受講しました。

認知症サポーター養成事業実施状況

（単位：回・

人）

区分	令和2年度	<参考>令和元年度
養成講座開催回数	27	48
養成講座参加者数	1,695	2,309
認知症サポーター養成者数（累計）	14,014	12,319
ステップアップ講座開催回数	1	0
ステップアップ講座参加者数	54	0
キャラバン・メイト養成研修受講者数	6	9

(9) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、平成30年度に、市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

なお、第1層協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施するものと位置付けました。

第2層協議体では、生活支援コーディネーターが中心となり、各地域の実情や不足している社会資源について、関係者の情報共有及びネットワークづくりを行いました

第1層協議体では、第2層協議体の中で出された課題を集約し、不足している社会資源等の情報共有を図り、生活支援等サービスの整備の推進を図るために話し合いを行いました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により協議体の中で出された「高齢者が気軽に集える場の不足」を課題とし、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者が気軽に集える場「えんがわ」の活動や市報や介護予防事業の中で周知を行いました。

《令和3年度地域包括支援センター事業実施計画》

1 目的

地域住民が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険のみならず、保健・医療・福祉の専門職が相互の連携を図り、住民活動等のインフォーマルサービスを含めた支援体制を構築し、地域の様々な資源を統合した包括的なケアシステムを支援する中核的な拠点として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置、運営します。

2 運営方針

(1) 「公益性」の視点

介護保険制度を始めとする市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行っていきます。

(2) 「地域性」の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であることから、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うため、「地域包括支援センター運営協議会（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会）」を始めとする様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般市民等の意見を幅広くくみ上げ、センターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

(3) 「協働性」の視点

センターに配属する保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員が常に情報を共有し、連携・協働により、業務全体を「チームアプローチ」によって進めていきます。また、地域の中に積極的に入り、課題の発見に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の専門職や民生委員児童委員、ボランティア等地域の関係者と密接な連携を図り、支援困難事例や認知症対策に取り組んでいきます。

3 センターの基本的機能

(1) 共通的支持基盤の構築

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。そのため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、連携体制を支える共通的支持基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築を推進します。

(2) 総合相談支援・権利擁護体制の構築

高齢者に関する総合相談支援及び実態把握、虐待の防止等に対応しつつ、地域にお

ける権利擁護を推進します。

(3) 包括的・継続的な介護支援専門員の支援

介護が必要な高齢者に対する包括的かつ継続的なサービスの提供と多様な社会資源を活用したケアマネジメントを支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方で、予防給付に関するケアマネジメントを実施する介護予防支援と、地域支援事業における総合事業の介護予防ケアマネジメントを実施します。

4 令和3年度の運営目標

(1) センターの体制整備

センター内の職員配置を始めとする活動体制を整備し、センターの機能が最大限に発揮されるよう、関係職員の資質の向上と連携を図り、運営していきます。

令和3年度から、六つのセンターで運営し、「高齢者なんでも相談室」という愛称を設
定しました。

(2) 総合相談体制の整備

センター及び介護保険課における総合相談窓口機能を充実させ、生活支援が必要な高齢者等の早期発見・対応に努めていきます。

(3) 権利擁護の推進

介護保険課と高齢者支援課が一体となり、高齢者虐待防止ネットワークの活用や他機関との連携を図りながら、成年後見制度等の権利擁護の推進に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護支援専門員など、現場を担う多職種及び他の関係機関の専門職との連携・支援システムを充実させ、包括的・継続的なサービスの提供を図ります。

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援1・2と認定された方に対する介護予防ケアマネジメントについては、自立を促すような介護予防サービス計画を作成するとともに、適切にモニタリングや評価を行い、効果的なサービス利用と継続した支援を行います。また、センターと居宅介護支援事業所が連携し、適切な支援が効果的・継続的に行われるよう努めていきます。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）

総合事業の事業対象者又は予防給付のサービスを利用しない要支援認定者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施します。高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。

(6) 地域ケア会議の活用

センターの業務である包括的支援事業における包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源を有機的に連携できる体制整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通的支援基盤として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が必要であり、その構築の一つの手法として、地域ケア会議が位置付けられています。地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図ります。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医師会、介護サービス事業者等多職種と連携し、地域の医療・福祉等の社会資源の把握・活用、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や在宅医療に関する普及啓発等に取り組みます。

(8) 認知症施策の推進

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の早期診断・早期対応を行うことで、認知症の方やその家族への支援を図ります。

5 令和3年度の事業計画概要

(1) センターの運営体制

① センターの体制整備（職員配置）（令和3年4月1日現在）

ア 野田市介護保険課地域包括支援センター

（単位：

人）

	職種	人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	2	2	-	-
	社会福祉士等	4	3	-	1※1
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	事務職	1	1	-	-
会計年度 任用職員	介護支援専門員	1	-	1	-

センター長	1	-	-	1 ^{※2}
合計	10	7	1	2

※1 高齢者支援課兼務

※2 介護保険課長兼務

イ 野田市中央地域包括支援センター

(単位 :

人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

ウ 野田市南第1地域包括支援センター

(単位 :

人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

エ 野田市南第2地域包括支援センター

(単位 :

人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		4	3	0	1

※1 相談室長兼務

オ 野田市北地域包括支援センター

(単位 :

人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	2	2	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

カ 野田市関宿地域包括支援センター

(単位 :

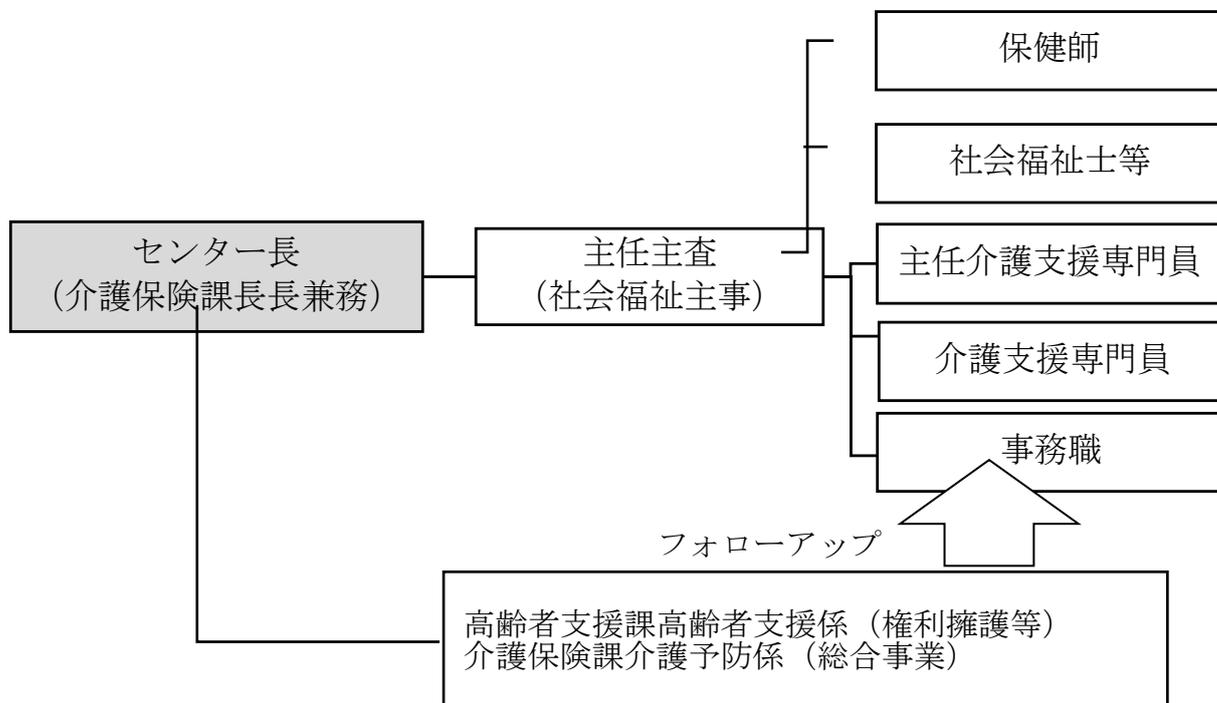
人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	2	2	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		7	6	0	1

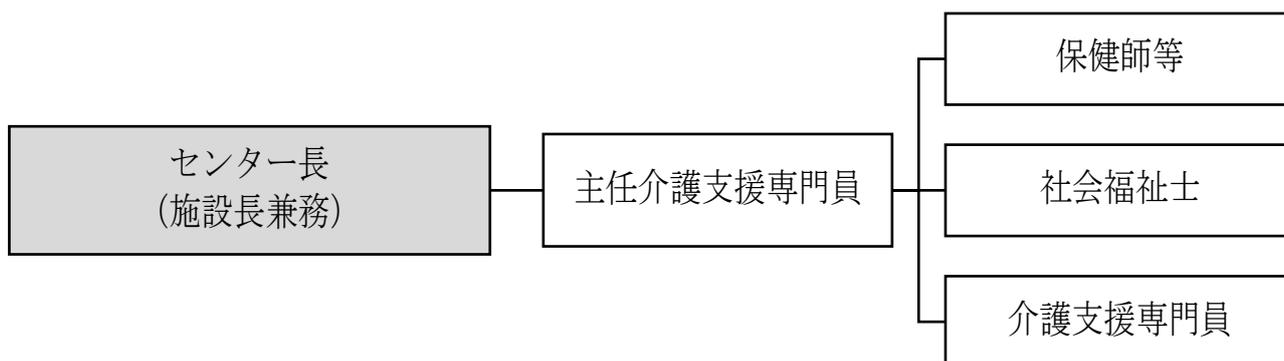
※1 施設長兼務

② センターの組織

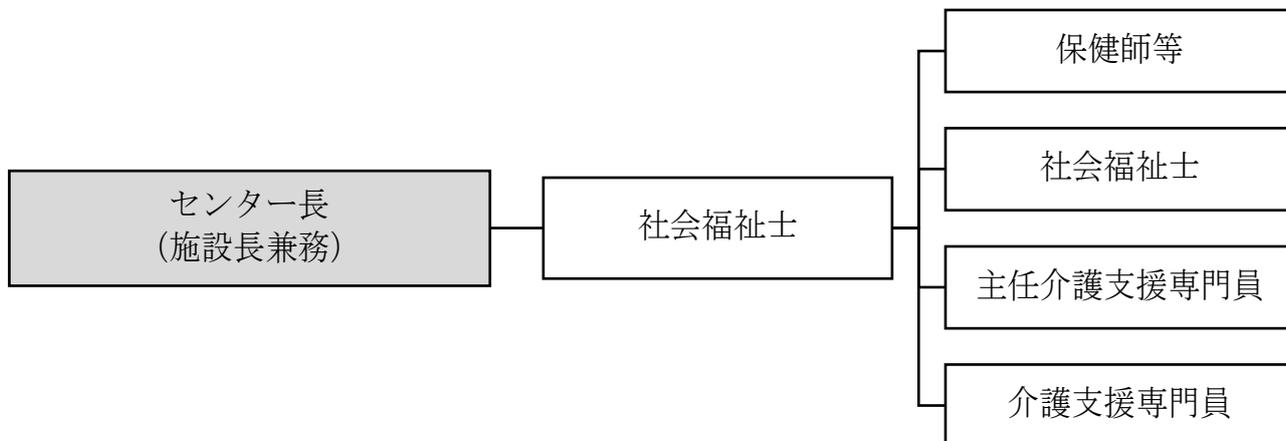
ア 野田市介護保険課地域包括支援センター（保健福祉部介護保険課内）



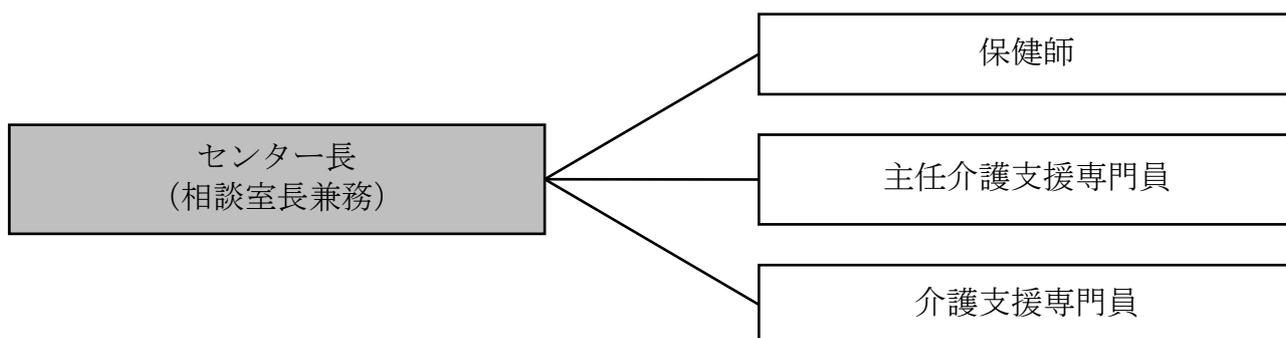
イ 野田市中央地域包括支援センター（ふれあいの里内）



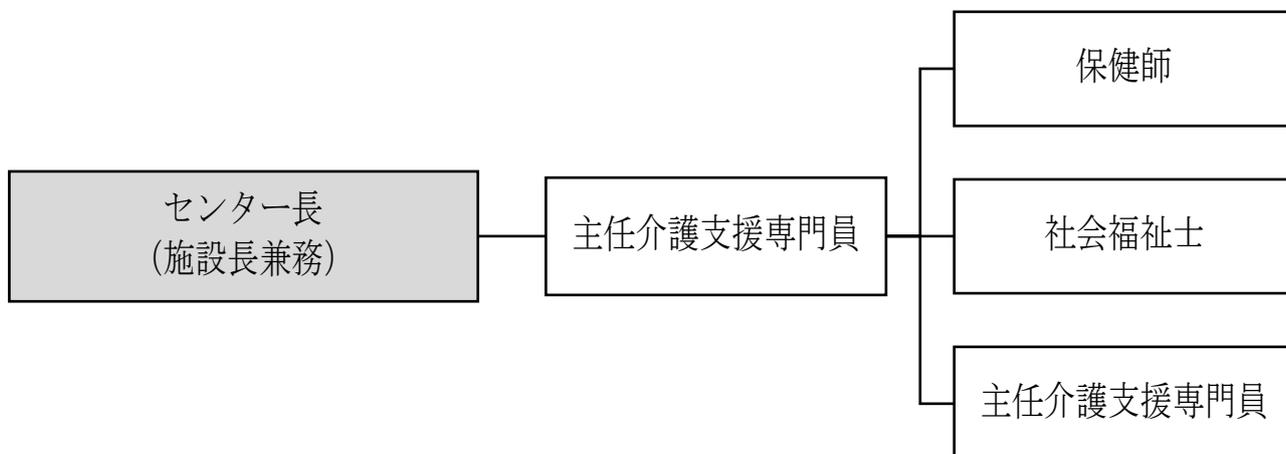
ウ 野田市南第1地域包括支援センター（椿寿の里内）



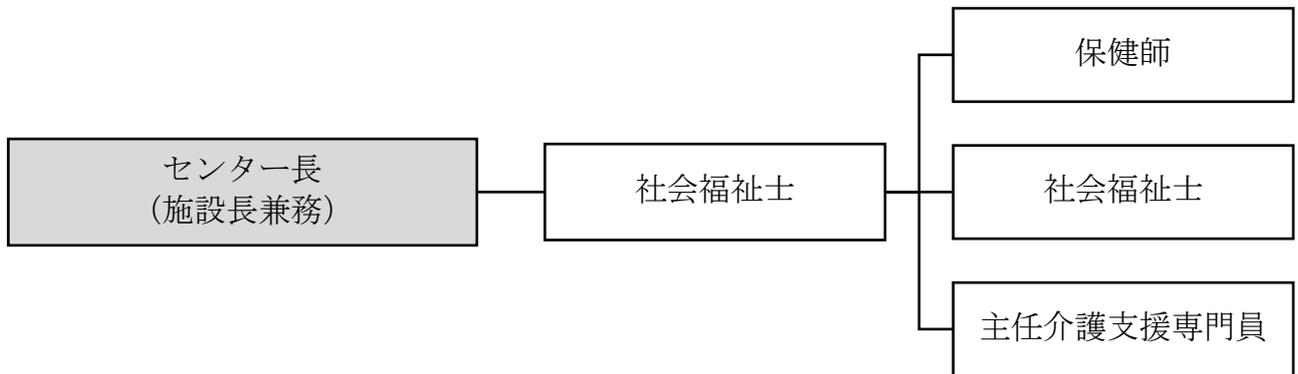
エ 野田市南第2地域包括支援センター（木野崎病院内）



オ 野田市北地域包括支援センター（松葉園内）



カ 野田市関宿地域包括支援センター（関宿ナーシングビレッジ内）



③ センターの運営概要

1 設置主体及び設置場所

《市による直営1か所》

野田市介護保険課地域包括支援センター 野田市鶴奉7番地の1 介護保険課内

《委託5か所》

野田市中央地域包括支援センター 野田市野田1307番地の1 ふれあいの里内

野田市南第1地域包括支援センター 野田市山崎2723番地の3 椿寿の里内

野田市南第2地域包括支援センター 野田市木野崎1561番地の1 木野崎病院内

野田市北地域包括支援センター 野田市中里43番地の3 松葉園内

野田市関宿地域包括支援センター 野田市桐ヶ作666番地 関宿ナーシングビレッジ内

2 設置日、業務開始

平成18年4月1日 野田地区地域包括支援センター、関宿地区地域包括支援センター

平成20年1月1日 北部・川間地区地域包括支援センター

平成24年8月1日 南部・福田地区地域包括支援センター

平成30年4月1日 中央地区地域包括支援センター

野田地区地域包括支援センターを東部地区地域包括支援センターへ名称変更

令和3年4月1日 野田市南第2地域包括支援センター

名称の変更、「高齢者なんでも相談室」の愛称の導入

東部地区地域包括支援センター ⇒ 野田市介護保険課地域包括支援センター

中央地区地域包括支援センター ⇒ 野田市中央地域包括支援センター

南部・福田地区地域包括支援センター ⇒ 野田市南第1地域包括支援センター

関宿地区地域包括支援センター ⇒ 野田市関宿地域包括支援センター

3 開設日及び開設時間

開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）

開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 運営財源

- ・地域支援事業のうち、包括的支援事業に係る経費（センター運営費を含む）
- ・指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

(2) 総合相談体制の整備

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な機関につなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために地域における様々な関係者とともに、総合的に支援を行います。

【業務内容】

- ① 実態把握
- ② 初期段階での相談支援
相談受付、的確な状況把握、専門的又は緊急的対応の必要性の判断、情報提供、関係機関等の紹介
- ③ 継続的・専門的な相談支援
初期段階での判断に応じた対応、対象者への訪問・詳細情報の収集、適切なサービスへのつなぎ、期待された効果の確認
- ④ 公的保健福祉サービスの利用申請支援等

(3) 権利擁護の推進

高齢者の総合相談を行う過程において、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用し、ニーズに則した適切な支援を行います。

平成29年1月に開設された野田市成年後見支援センター（野田市社会福祉協議会内）等と随時連携しながら対応していきます。

【業務内容】

- ① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援
- ② 成年後見制度の啓発
- ③ 成年後見制度の市長申立ての活用（高齢者支援課高齢者支援係が対応）
- ④ 高齢者虐待防止に対する取組
ア 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営（代表者会議、実務者会議）
イ 高齢者虐待事例の個別支援、啓発事業、高齢者支援業務従事者に対する研修の実施
- ⑤ 消費者被害防止に対する取組
消費生活センターとの連携による情報把握や情報伝達
- ⑥ 虐待等を受けている高齢者を保護するための老人福祉法による措置についての調整

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護等を必要とする高齢者に対し、介護支援専門員、医師、介護サービス事業者等との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行います。

【業務内容】

- ① 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援

- ② 介護支援専門員、医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ③ 介護支援専門員のネットワーク構築
- ④ 事例検討会の実施

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

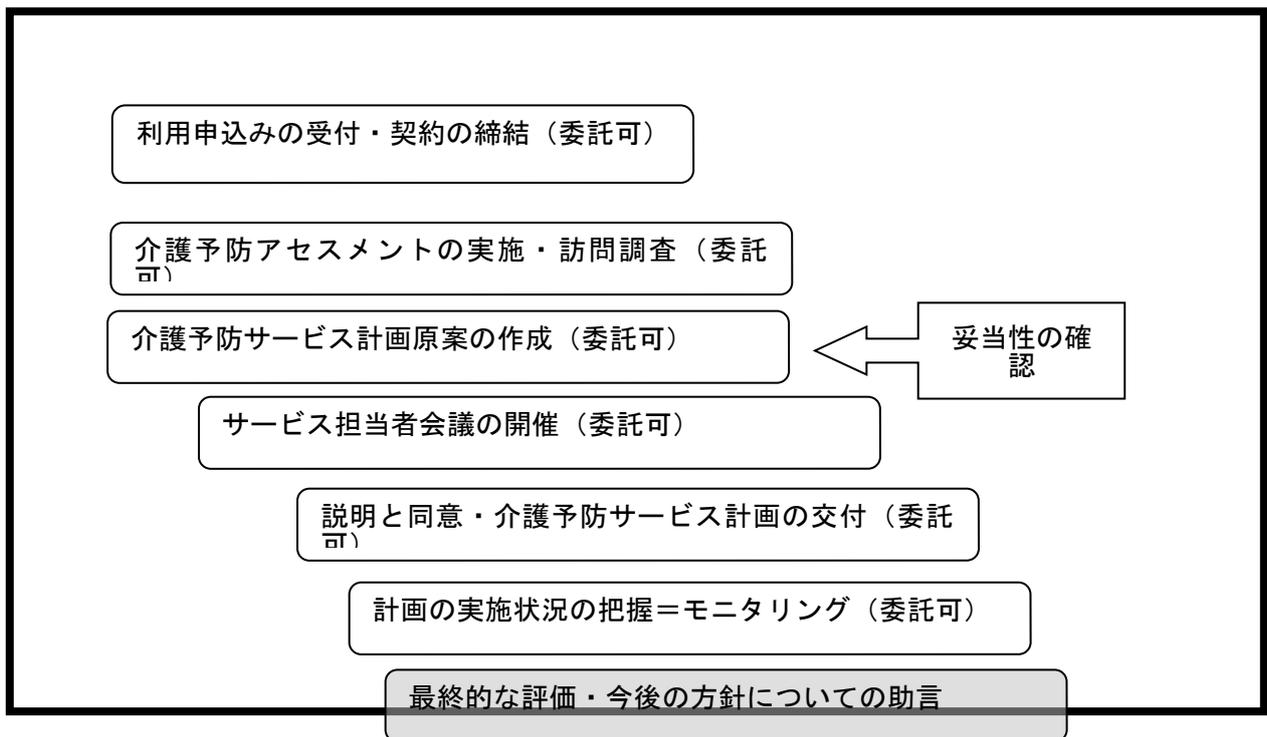
① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援1・2と認定され、介護予防サービスを利用する方に対し、利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について、介護サービス、セルフケアや地域の介護保険外の様々な社会資源を活用できる計画を作成するとともに、達成状況を評価して必要に応じた計画の見直しを行います。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント

事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援認定者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ自立できるよう支援します。

【業務内容】



(6) 地域ケア会議の活用

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的として、四つの単位の会議を行います。

昨年度実施した地域ケア会議をとおして各センターが把握した地域課題について、その対応計画に基づき課題解決へ向けた検討を行います。

① 地域ケア個別会議

個別ケースの課題解決や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワーク構築支援、さらに個別ケースを積み上げることにより、地域課題の把握を行います。

また、事業対象者の自立支援に向けた検討を行う「自立支援検討会」として位置付け、この地域ケア個別会議を活用します。

② 地域ケア地区別会議

日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討をします。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域課題の整理・解決策の検討とネットワークの構築を図ります。

③ 地域ケア包括会議

①、②で各センターが把握した地域課題を市全体の課題として集約し、市とセンターが協働し解決へ向けた検討を行います。

④ 地域ケア推進会議

③で出された地域課題の中で政策的な対応を要するものについて、市全体での検討を行います。（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が所掌）

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護関係者との連携を図り、現状の把握や課題の検討を行い、在宅医療に関する取組について医師会等と調整していきます。

① 地域の医療・介護の資源の把握

令和元年度及び令和2年度は、市内の在宅医療及び認知症の診療を実施している医療機関の一覧とマップを作成しました。また、市ホームページに掲載し、医療・介護関係者だけでなく、家族等も活用できるようにしました。

令和3年度は、引き続き資源の把握に努めていきます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

公表データや死亡小票を活用し、野田市の死亡に関する実態や在宅医療、見取り死に関する状況を把握し、地域の特性や課題の抽出を行います。

また、地域ケア会議の事例検討等であげられた地域の実情も把握していきます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

令和2年度から、野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議を開催しており、医師会を中心に、医療・介護関係団体と連携し、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策の検討を行います。令和3年度は、3回実施予定です。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ICTに関する説明会等を実施し、登録者数を増やす等、活用を促進するための取組を行います。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

令和2年8月から、医師会が運営する「のだ在宅医療センター」にコーディネーターを配置し、専門職からの相談窓口を設置しており、相談窓口の周知及び連携を図っていきます。

⑥ 医療・介護関係者の研修

野田市在宅医療・介護多職種連携会議にて実施していた、医療・介護関係者の研修については、令和2年度から野田市在宅医療・介護多職種連携研修会と名称を変更しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の研修会は実施できませんでした。

令和3年度は、3回開催予定ですが、新型コロナウイルスの状況を考慮し、開催方法等を検討します。

⑦ 地域住民への普及啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要であるため、在宅医療や介護に関するパンフレットの作成・配布、ホームページの作成等を行います。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

東葛北部圏域 在宅医療・介護連携に関する5市連携会議に参加し、他市との情報の共有、連携の強化に努めます。

(8) 認知症施策の推進

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期診断・早期対応に関わる「認知症初期集中支援チーム」が中心となり、支援に関わる医療、福祉の関係機関と連携し、初期段階で支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施します。また、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の効率的な連携について調整します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員の設置等）

医療機関や介護サービス及び地域の支援や認知症の方やその家族支援に係る相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送ることを目的とした社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を全てのセンターに配置しさらに配置数を増やすとともに、全推進員の研修受講を進め、スキルアップを図ります。

また、「認知症ガイドブック」の作成・活用の推進、「認知症カフェ」を活用した社会参加活動の促進、認知症講演会等の開催による、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員会議を定期的に開催し、課題の検討や情報交換、連携を図ります。

③ 認知症ガイドブックの改訂・普及・啓発

認知症に関する基礎的な情報とともに、地域の高齢者等の保健医療、介護等に関する総合相談窓口であるセンター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるように、認知症ガイドブック（野田市版認知症ケアパス）の配布、市ホームページへの掲載等により積極的な周知を図ります。

④ その他の認知症施策

各関係機関に対し、「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」に基づくオレンジカフェ補助事業の普及啓発を図り、オレンジカフェ開設の支援をします。また、オレンジカフェの役割や開催場所等の普及啓発を通じて、認知症の方やその家族（介護者）が参加しやすい環境づくりを促進します。

(9) 認知症サポーターの養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、認知症を正しく理解した応援者を増やすとともに、認知症の方やその家族を見守る地域づくりの推進のため、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催します。

市内全小学校6年生（平成29年度から実施）、市職員（平成28年度から実施）を対象とした講座を引き続き開催し、認知症サポーターとして養成していきます。

また、活動意欲のある認知症サポーターや、キャラバン・メイトの活動支援を促進します。

さらに、受講要件を満たす方に対し、千葉県が実施するキャラバン・メイト養成研修を案内し、新たなキャラバン・メイトの養成につなげます。

(10) 生活支援体制整備事業

- ・第1層の生活支援コーディネーターを、地域包括支援センターを所管する介護保険課に配置し、各センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと連携しながら、既存の地域ケア会議を活用しつつ、地域資源の発掘や生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を引き続き進めていきます。
- ・地域ケア会議（地域ケア包括会議、地域ケア地区別会議）の枠組みを活用して、生活支援体制整備に係る第1層、第2層の協議体を設置することで、関係者間の情報共有等ネットワークの構築を行うとともに、地域の「自助」「互助」の拡充を図り地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進します。
- ・生活支援コーディネーターを中心に立ち上げた「えんがわ」を活用し、高齢者を含

めた地域住民の参加を積極的に促し、住民主体の活動につなげます。

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 15 条第 1 号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託について、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
株式会社クローバーコミュニケーションズ	介護屋本舗流山	流山市